

(様式)

## パブリックコメント実施結果報告書

令和2年12月8日

担当課	生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課
担当者	向井
連絡先	0857-26-7284

パブリックコメントのテーマ：鳥取県食品衛生条例の一部改正（案）について

### 1 手段別意見応募件数（意見件数を記入し、応募者数は（ ）書きをしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民参画協働課・ 総合事務所等 (意見募集箱)	電子 アンケート	説明会等	その他	計
0 (0)	3 (2)	10 (2)	0 (0)			2 (1)	15 (5)

### 2 応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)	0件	
既に盛り込み済み	6件	・食肉販売業で精肉を量り売りするのみの場合でも専用の部屋が必要か、それとも区画でもよいか。
今後の検討課題	2件	・猶予期間があったとしても、新たに許可を取得するためのハード整備は経済的に厳しい。漬物製造業者は個人営業が多く、特に高齢者にとっては許可のために将来的な投資をするのはハードルが高い。 ・許可基準に適合した製造加工施設の整備をしていただきたい。 ⇒上記の意見を踏まえ、新たに許可対象となる業種の施設基準について再検討するため、条例案の11月議会上程は見送ることとする。
対応できない	1件	・水産製品製造業において生食用魚介類の取扱いは想定されないので、生食用鮮魚介類にかかる基準は不要ではないか。
その他上記に分類 できないもの	6件	・便所の手洗い設備について、ロータンクの手洗いでは不相当だと思うのでその旨明記してはどうか。 ・取り扱う食品によっては食品が直接触れる器具で耐水性材料でないものがあるので実態に合わせた規定にならないか。 ・生食用食肉の基準の対象には、ハム、ソーセージ等の加工肉類は該当しないということによいか。
計	15件	

### 3 公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネットでの公表 (担当課による)	報道機関への提供	県議会への報告	広報紙等への 掲載	関係団体等への 報告	その他
○		○			